

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者に対する特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐための機器の購入に要する費用に対して補助することにより、通話録音機能付電話機等の設置を促進し、特殊詐欺等被害の防止に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されており、かつ居住していること。
- (2) 規則第4条の交付申請時において、満65歳以上の者のみで構成されている世帯の者であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。

2 前項に定めるもののほか、市長が本補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

(補助対象機器)

第4条 本補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、架電者に対して事前に通話を録音する旨を自動的に知らせ、かつ当該通話を録音する機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。）の合計額とする。

2 前条に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市通話録音機能付電話機等購入計画書（様式第1号）
- (2) 購入しようとする補助対象機器の見積書の写し
- (3) 購入しようとする補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市通話録音機能付電話機等補助事業報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(譲渡等の禁止)

第10条 本補助金の交付を受けて購入した補助対象機器を使用する者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助対象機器を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

鳥取市通話録音機能付電話機等購入計画書

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名
電話番号

1 住所・世帯構成

住 所					
世帯主氏名		生年月日		年齢	
世帯員氏名		生年月日		年齢	
世帯員氏名		生年月日		年齢	
世帯員氏名		生年月日		年齢	

※鳥取市内在住かつ満 6 5 歳以上の方のみの世帯が対象

2 購入予定機器の内容

メーカー	商 品 名	型 番 等	購入・設置予定価格

3 補助金交付申請額

金 _____ 円 ※購入・設置費用の 1 / 2、1 0 0 円未満切り捨て
※上限 1 0、0 0 0 円

4 添付書類

- ・補助対象機器の見積書の写し
- ・補助対象機器の機能が記載されているカタログ等の写し

5 同意事項

確認の上、□に✓を記入してください。	☐ 世帯全員の住民基本台帳及び市税の納付状況について、市が確認することに同意します。
--------------------	---

様式第2号（第9条関係）

鳥取市通話録音機能付電話機等補助事業報告書

年 月 日

補助事業者等 住 所
氏 名
電話番号

1 機器の設置先

住 所	
世 帯 主	
電話番号	

2 購入した機器の内容及び設置費用

購入機器	メーカー	
	商 品 名	
	型 番 等	
購入・設置金額	円	
購 入 日	年 月 日	

3 添付書類

- ・補助対象機器の購入及び設置に係る領収書の写し